

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）新旧対照表

改正後（案）			現行						
別表			別表						
1 市長の附属機関			1 市長の附属機関						
	附属機関名	設置目的		附属機関名	設置目的				
1 ↳ 7 1	【略】		1 ↳ 7 1	【略】					
【削る】									
7 2			【略】						
【削る】			7 2 熊本市一般廃棄物処理基本計画策定委員会 熊本市一般廃棄物処理基本計画を策定するため、必要な事項を審議する。						
7 3 ↳ 8 1	【略】		7 3	【略】					
8 2			熊本市総合計画審議会			熊本市第7次総合計画の評価・検証及び次期熊本市総合計画の策定について、必要な事項を審議する。	7 4	熊本市健全な森づくり推進計画（仮称）策定委員会	熊本市健全な森づくり推進計画（仮称）を策定するため、必要な事項を審議する。
8 3			熊本市城復旧基本計画検証委員会			熊本市城復旧基本計画に基づく事業の検証を行い、計画の見直しに必要な事項を審議する。	7 5 ↳ 8 3	【略】	
8 4	熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議	新型コロナウイルス感染症に係る感染状況、医療提供体制等の評価を行うとともに、本市の対策等について、必要な事項を審議する。	【新設】						
8 5	熊本市緑の基本計画推進	熊本市緑の基本計画の着実な推進を図るため、	【新設】						

	<u>委員会</u>	<u>その評価及び進行管理を行うとともに、必要な事項を審議する。</u>	
8 6	<u>熊本市健全な森づくり推進協議会</u>	<u>熊本市健全な森づくり推進計画の着実な推進を図るため、必要な事項を協議する。</u>	<u>【新設】</u>
2	上下水道事業管理者の附属機関		2 上下水道事業管理者の附属機関
【略】			【略】
3	交通事業管理者の附属機関		3 交通事業管理者の附属機関
【略】			【略】
4	病院事業管理者の附属機関		4 病院事業管理者の附属機関
【略】			【略】
5	教育委員会の附属機関		5 教育委員会の附属機関
【略】			【略】

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。